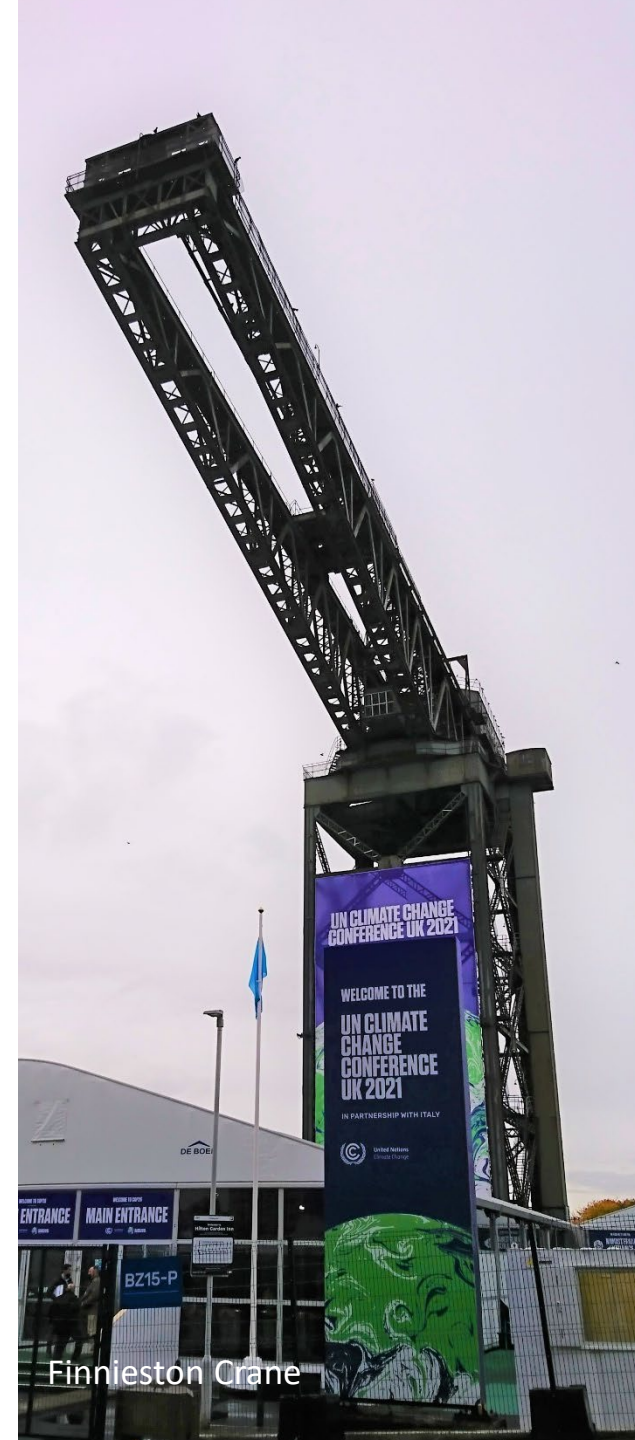


# COP26における 森林関連分野の概要

令和3年12月15日

IGES/GISPRI共催 COP26報告シンポジウム  
於 日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8E

林野庁森林利用課 森林吸収源情報管理官 川島 裕



Finnieston Crane

# 国連気候変動枠組条約COP26等の概要

開催地：グラスゴー（英国）

公式会合：10月31日(日)～11月13日(土)

- 第26回締約国会議(COP26)
- 第16回京都議定書締約国会合(CMP16)
- 第3回パリ協定締約国会合(CMA3)
- 第52～55回科学上及び技術上の助言に関する補助機関追加会合(SBSTA52-55)
- 第52～55回実施に関する補助機関追加会合(SBI52-55)

グラスゴー



議長国プログラム：11月1日（月）～11月11日（木）

- 世界リーダーズサミット(11月1日～2日)において**森林・土地利用イベント**が開催(11月2日)
- 野心的な気候変動対策、イノベーション、森林・土地利用、資金、エネルギー、ユース・エンパワーメント、自然環境、適応・ロス&ダメージ、ジェンダー、科学、運輸、都市・地域等のテーマが日ごとに設定され、関係イベントが開催

## 交渉結果等の概要

- COP全体決定：最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める。
- パリ協定実施指針：COP24 からの継続議題となっていたパリ協定6条(**市場メカニズム**)の実施指針、第13条(**透明性枠組み**)の報告様式、NDC 実施の共通の期間(**共通時間枠**)等の重要議題で合意に至りパリルールブックが完成
- 世界的な森林保全とその修復促進を含む取組を強化する「**森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言**」に我が国を含む142カ国が署名(2021年11月15日現在)

# 本日の説明

1. 気候変動と森林
2. 森林関連の宣言、プレッジ等
3. 市場メカニズムと森林
4. パリルールブックと森林

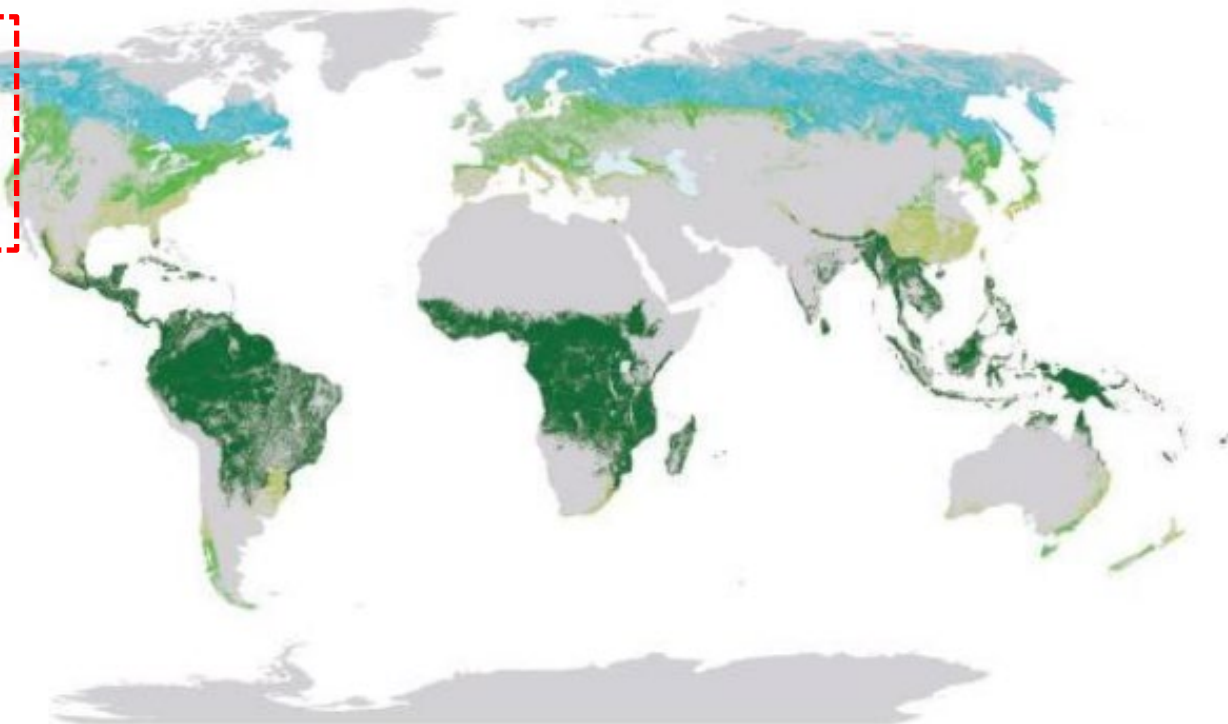
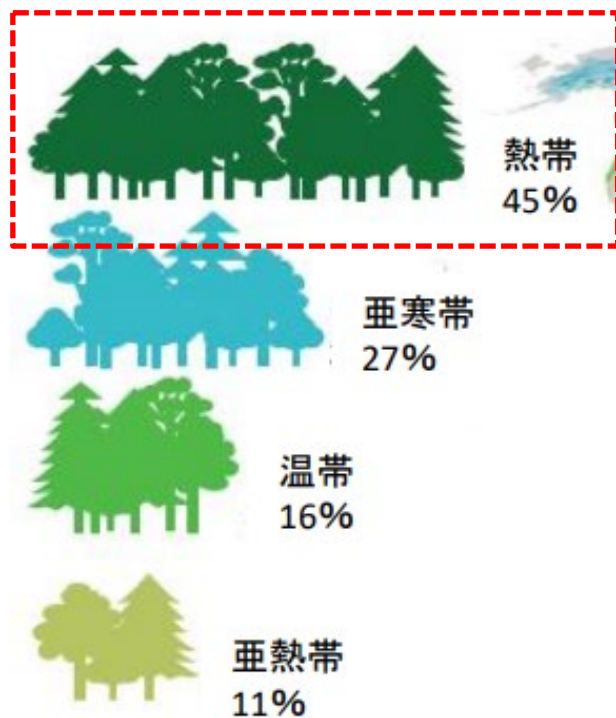


Nextgen design pavilion

# 世界の森林面積

- 世界の森林面積は約40億6000万ha(陸地の31%)
- 熱帯林は世界の森林面積の約半分(45%)。次いで、亜寒帯(27%)、温帯(16%)、亜熱帯(11%)の順

気候帯別の森林面積の割合と分布(2020年)



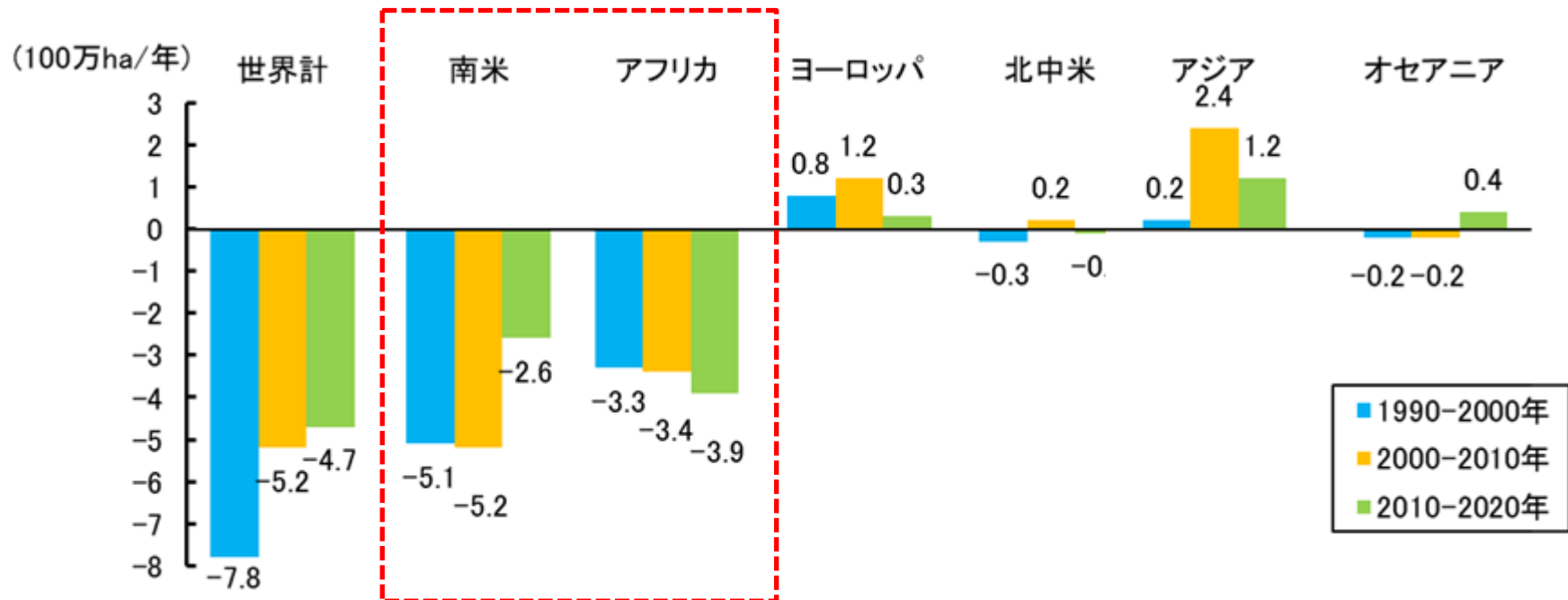
Source: Adapted from United Nations World map, 2020.



# 森林面積の変化

- 1990年以降、世界の森林は1億7800万ha減少し、世界の森林面積の減少は続いているが、減少速度は低下
- 2010年から2020年において森林が純減する速度が高い地域はアフリカ(毎年390万ha)次いで南米(毎年260万ha)

【世界及び地域別の森林面積の変化】

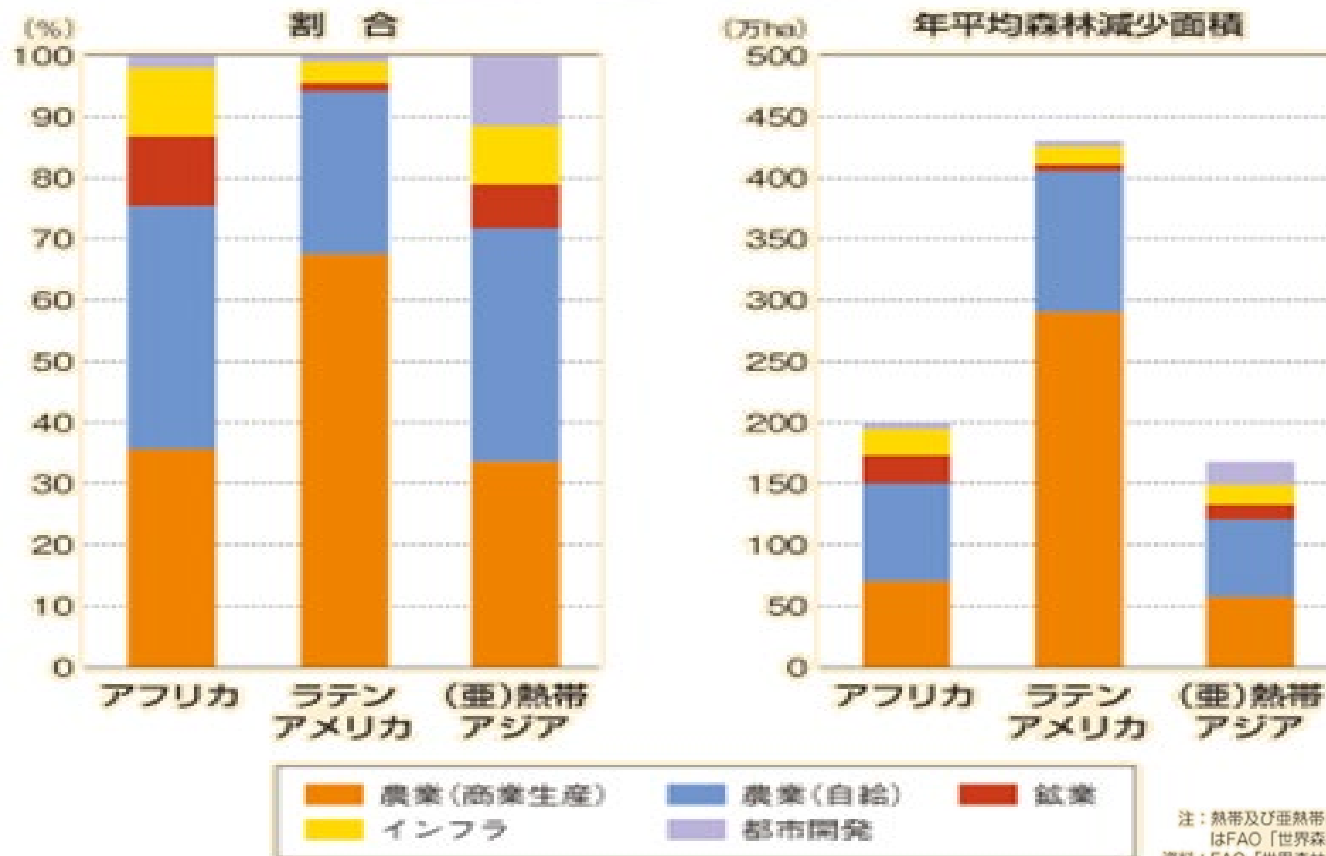


資料: FAO「世界森林資源評価2020」のデータに基づき作成。

# 森林減少の主要因

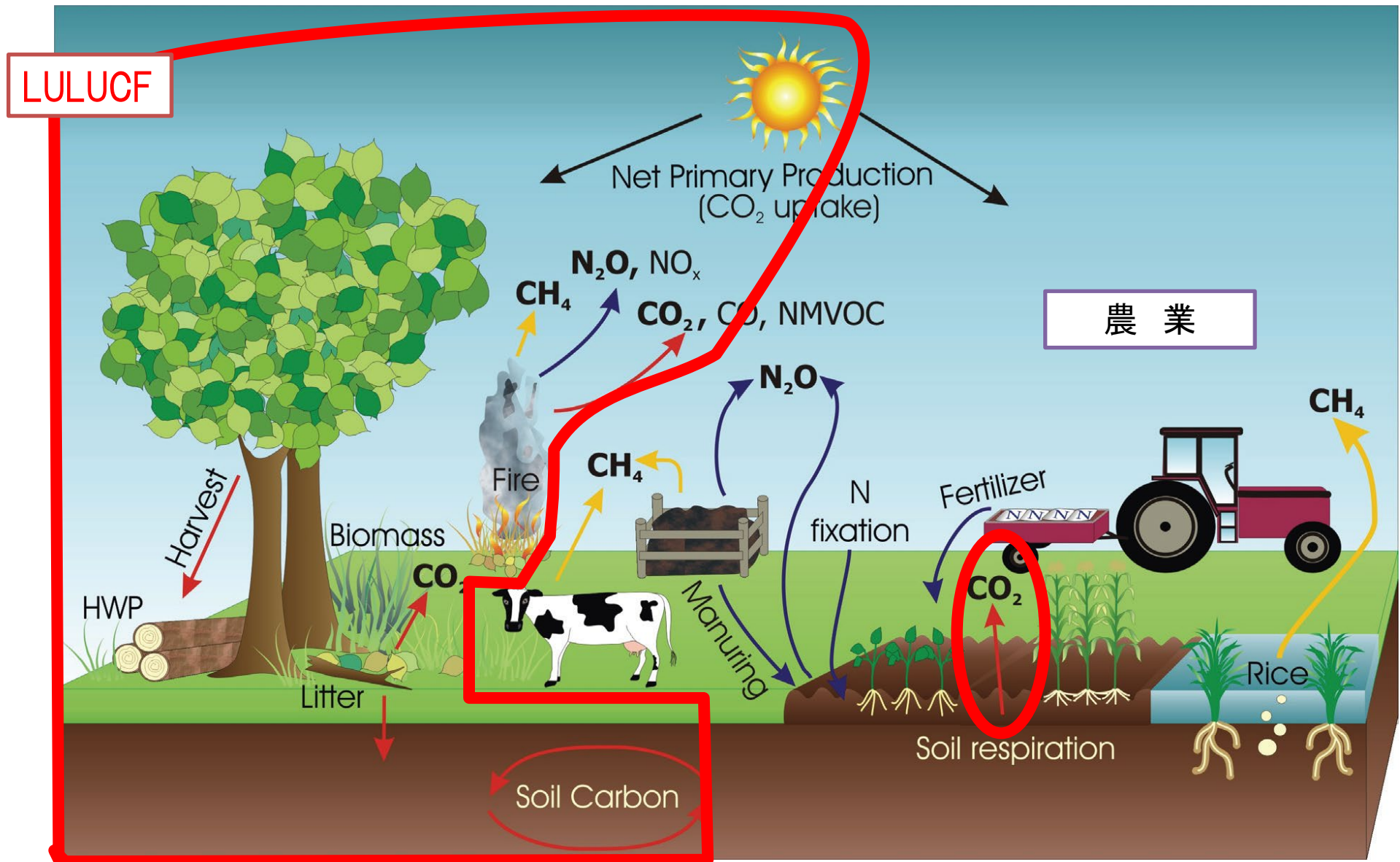
- 熱帯・亜熱帯地域における森林減少の主要因は農業（農地転用）

地域別の森林減少の要因  
(2000～2010年)



注：熱帯及び亜熱帯に属する46の国データに基づく。なお、森林減少面積はFAO「世界森林資源評価2010」に基づく。  
資料：FAO「世界森林白書2020」、Hosonuma (Kishimoto) et al (2012) An assessment of deforestation and forest degradation drivers in developing countries. Environmental Research Letters, 7 (4)

# LULUCF(土地利用、土地利用変化及び林業)と農業

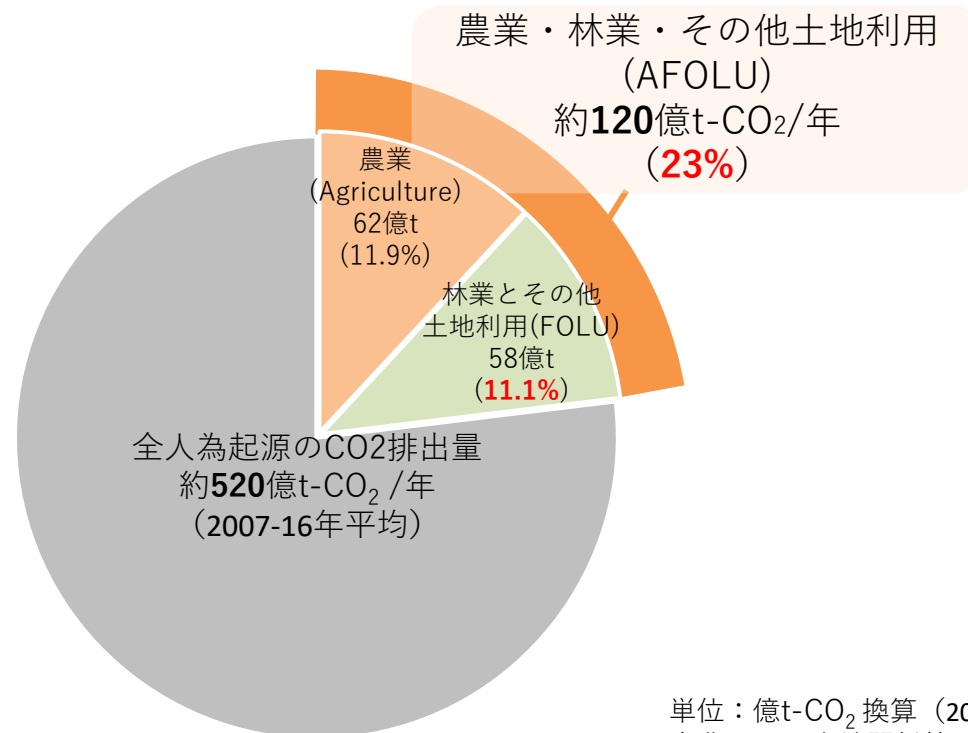


2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories Volume 4 Agriculture, Forestry and Other Land Use  
Figure 1.1 The main greenhouse gas emission sources/removals and processes in managed ecosystems.

# AFOLU分野のGHG排出削減・吸収ポテンシャル

- 農業、林業及びその他土地利用 (AFOLU: Agriculture, Forestry and Other Land use) 由来の排出は世界全体の排出量の約1/4
- 林業及び土地利用変化 (森林減少、森林劣化) 由来の排出は全体の約1割

## ■ 世界の農林業由来のGHG排出量





# 本日の説明

1. 気候変動と森林
2. 森林関連の宣言、プレッジ等
3. 市場メカニズムと森林
4. パリルールブックと森林



# 気候変動と森林の現状

- ジョンソン英国首相の4つの重点分野  
＝Coal(石炭)、Cars(自動車)、Cash(資金)、Trees(森林)
- 近年、熱帯林の減少・劣化が、気候変動の重大な原因の一つと特定
  - 熱帯林の持続可能な管理・経営の重要性をG7等の場で認識
  - 欧州を中心に、途上国を初めとした生産国での農業生産による森林減少を問題視
- COP26議長国である英国より、COP26世界リーダーズ・サミットで、森林保全とその回復促進を含む取組を強化することを趣旨とした「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」を発表
- COP26議長国である英国より、「グローバル森林資金プレッジ」を発表
  - 2030年までに森林減少を終わらせることを目的として、2021年から2025年の森林分野の気候変動対策に合計120億ドルの公的資金の確保をプレッジ(約束)

# COP26 首脳級 森林・土地利用イベント

日時：11月2日(火) 9：15-12:45(GMT) 主催：英国ボリス・ジョンソン首相

## ①森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言

2030年までに森林減少や土地劣化を食い止め好転させることにコミット。

⇒我が国を含む142ヶ国が参加(11月15日時点)、世界森林の90%以上をカバー。

## ②グローバル森林資金プレッジ

①を実現するため、開発途上国における森林保護・回復・持続可能な経営を支援するため、2021年から2025年の5年間で、森林分野の気候変動対策に公的資金の確保を約束。

⇒我が国含む12の国・地域が合計120億ドルの拠出を約束。世界リーダーズ・サミットにおける岸田総理のスピーチの中で約2.4億ドルの資金支援を表明。「先端技術を活用し、国際機関と連携しながら、世界の森林保全のため、約2.4億ドルの資金支援を行うことを表明します。」

## ③コンゴ盆地森林の保護・持続可能な経営の支援に関する共同声明(②の一部)

アマゾンに次ぐ世界で2番目に大きい熱帯雨林で、森林減少・劣化が進んでいるアフリカのコンゴ盆地の森林保全を支援。

⇒我が国を含む12の国・地域・団体が15億ドルの拠出を約束。

## ④森林・農業・コモディティ貿易(FACT)対話共同声明

森林減少を伴わない持続可能な農産物サプライチェーンの構築に向け協力を進めていく方針を掲げてロードマップ等が発表。

⇒我が国を含む28ヶ国が参加。

そのほか、本イベントでは、17億ドルの先住民・地域コミュニティ森林保有権支援プレッジ、72億ドルの民間資金動員、30の金融機関のCEOによる森林減少を伴う農産物に関するコミット等も行われた。

# 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言

- 森林及び陸域生態系の保全とその回復促進
- 持続可能な開発、森林減少・土地劣化を助長しない持続可能な産品生産・消費を促す貿易・開発政策の促進
- 収益性の高い持続可能な農業の開発、森林の多面的価値の認識等を通じた脆弱性軽減・回復力向上・農村生活向上
- 持続可能な農業や食料安全保障等を促進するための、農業の政策・プログラムを実施し、必要に応じて見直し
- 持続可能な農業、持続可能な森林経営、森林の保全と回復を可能にするための官民による多様な資金源からの資金・投資の大幅な増加
- 森林の損失・劣化を好転させるための国際的な目標と資金フローの整合を促進

日本、英国、米国、EU、スウェーデン、ノルウェー、スイス、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、メキシコ、ペルー、豪州、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ウズベキスタン、ケニア、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、セネガル、中国、韓国のほか、計142の国・地域が参加(11月15日時点)



# 本日の説明

1. 気候変動と森林
2. 森林関連の宣言、プレッジ等
- 3. 市場メカニズムと森林**
4. パリルールブックと森林

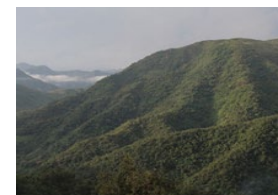
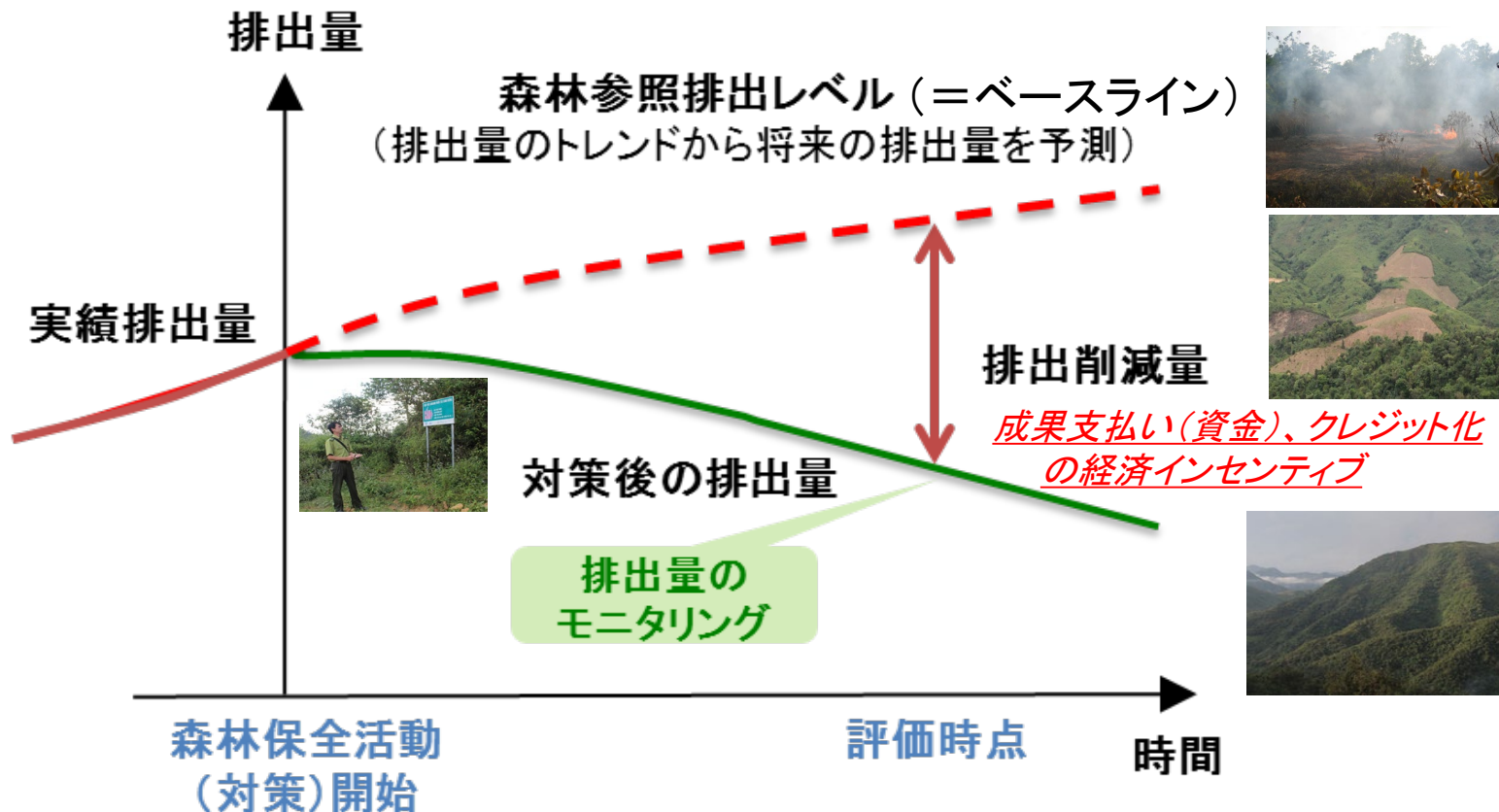


Nextgen design pavilion



# REDD+ (途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等)

- **REDD+**とは、持続可能な森林管理や適切な森林保全を通じて**途上国**における**森林の減少や劣化を抑制し、温室効果ガスの排出削減や吸収増加を促進**させる気候変動緩和策



## ■ 森林減少・劣化の主な要因

- ・農地開発
- ・短周期の移動耕作 (焼畑)
- ・大規模な森林火災
- ・違法及び過剰伐採 等

## ■ 具体的な対策

<適切な森林管理>

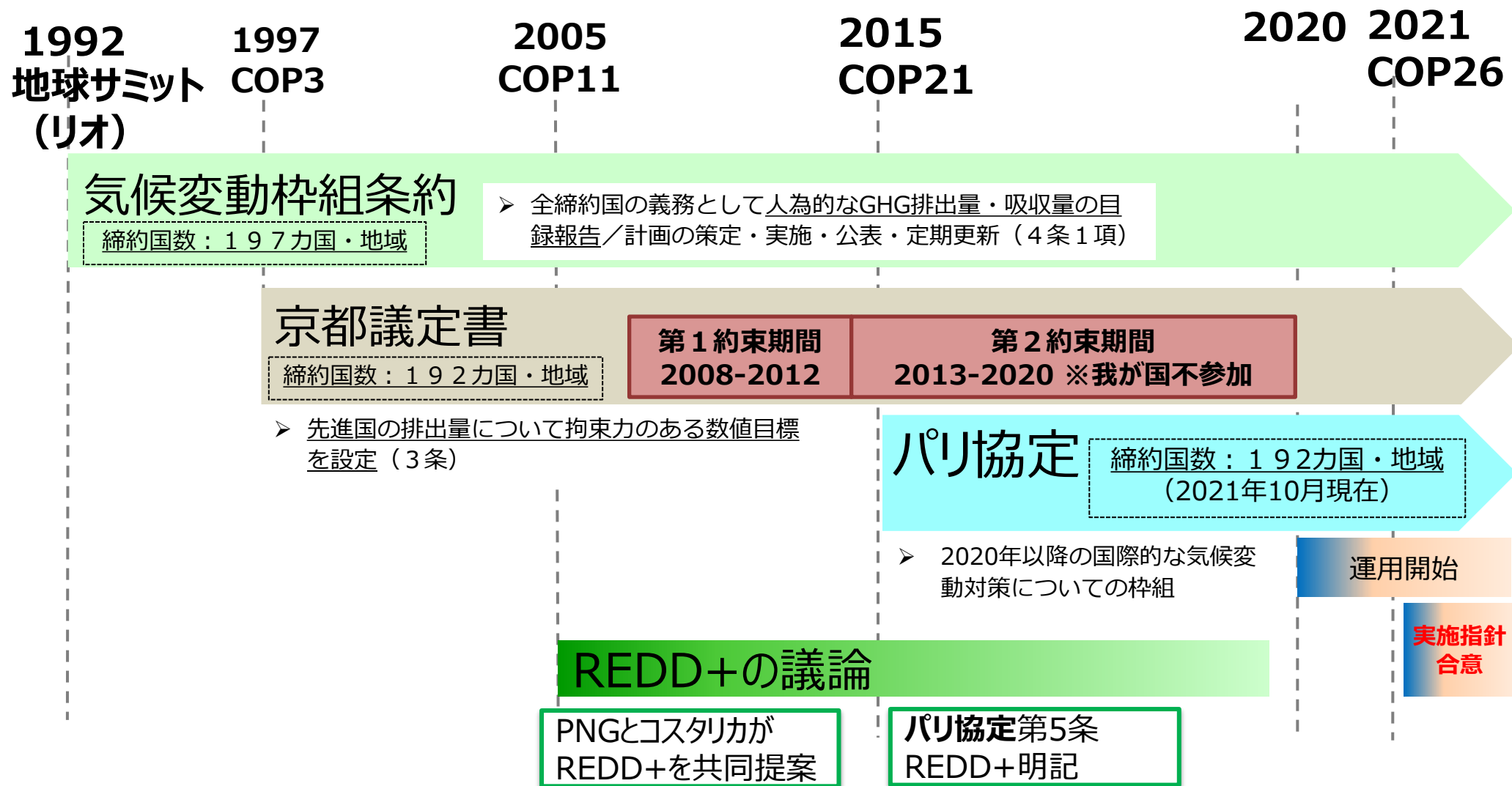
- ・土地利用区分の明確化
- ・違法伐採のパトロール
- ・森林伐採許可の制限
- ・森林の造成・再生 等

<代替生計手段の提供>

- ・非木材林産物の商品化
- ・アグロフォレストリー 等

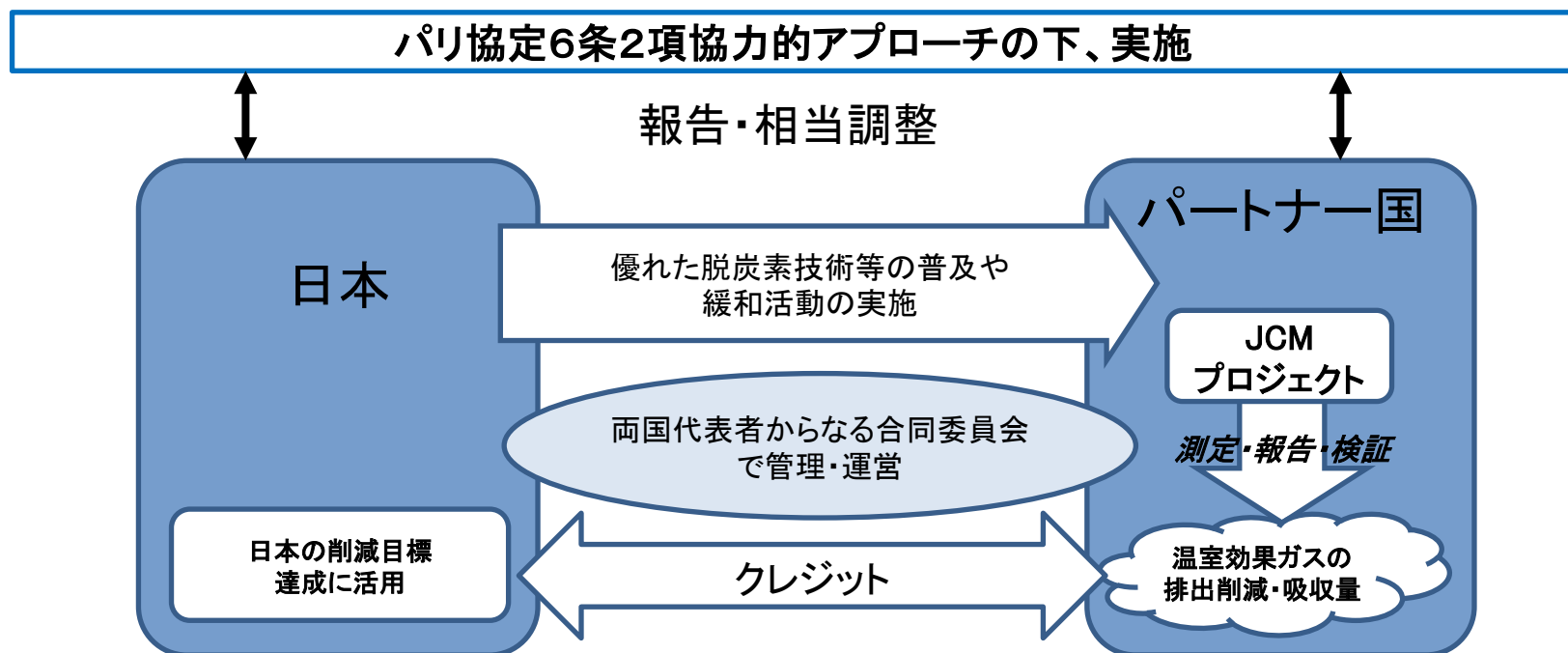
# 気候変動枠組条約とREDD+

- 国連気候変動枠組条約のCOP21では、我が国も積極的に交渉に参画し、**REDD+の実施・支援の奨励をパリ協定に位置づける**ことに貢献。



# JCMの基本概念

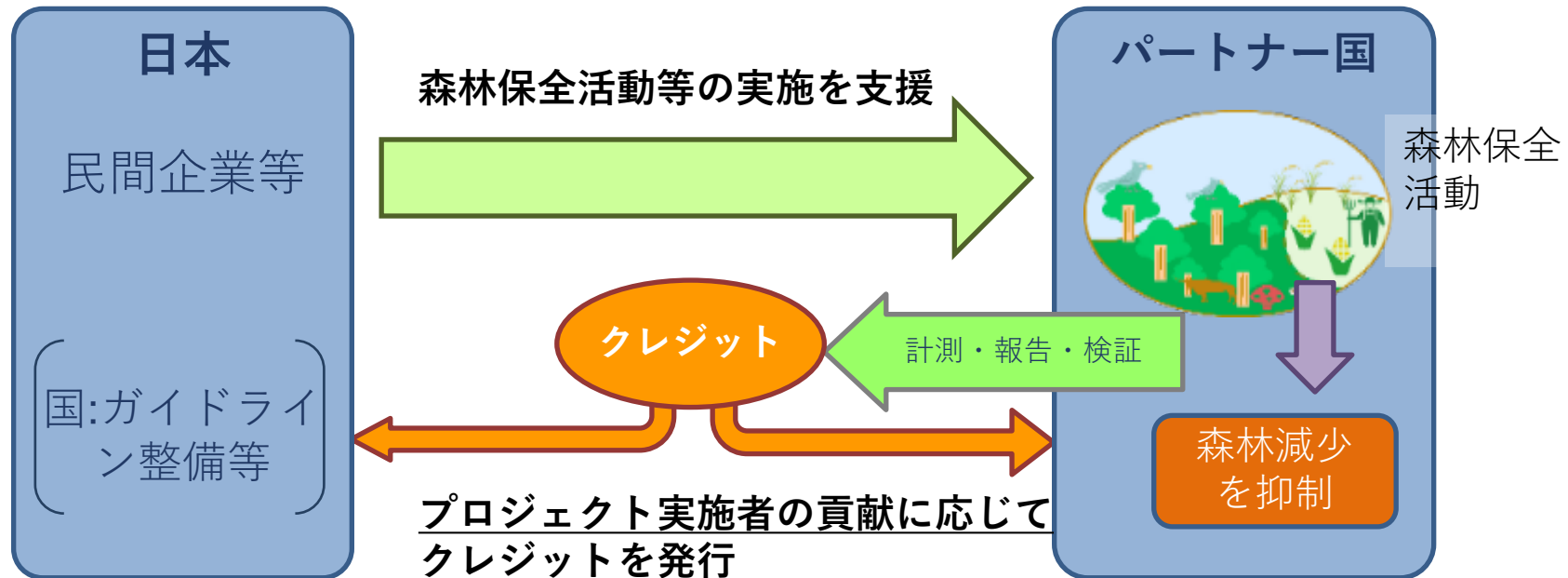
- 優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、**途上国の持続可能な開発に貢献**
- 温室効果ガス排出削減・吸収への**我が国の貢献を定量的に評価**するとともに、**我が国の削減目標の達成に活用**
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献し、**パリ協定6条2項の下で実施**



※パートナー国（17か国）：モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

# JCM(二国間クレジット制度)におけるREDD+: JCM-REDD+

- JCMの対象セクターの1つにREDD+があり、**二国間で森林分野特有の実施ルール(ガイドライン)整備**が必要
- JCMの下でのREDD+の実施(JCM-REDD+)により、**日本の民間企業等が途上国の森林減少・劣化の抑制に貢献**
- 温室効果ガスの排出削減のみならず、地域住民の生計向上や生物多様性保全等の多様な便益が期待できる(**途上国の持続可能な開発支援に貢献**)





# 本日の説明

1. 気候変動と森林
2. 森林関連の宣言、プレッジ等
3. 市場メカニズムと森林
4. **パリルールブックと森林**



Nextgen design pavilion

# COP26等における主な交渉議題

## パリルールブック関連議題

### 1. パリ協定第6条（市場メカニズム）

国際的に移転される温室効果ガス削減量の二重計上防止のルール、京都議定書下のCDM（クリーン開発メカニズム）活動／クレジットの扱い、6条を通じた適応支援、クレジットの算定手法等

### 2. 透明性枠組み

CMA1で採択された実施指針に基づく各国の温室効果ガス排出量の報告及びNDC達成に向けた取組の報告様式、キャパシティ・ビルディングを含む報告のための途上国への支援のあり方等

### 3. NDC実施の共通の期間（共通時間枠）

実施期間を2031年以降とするNDCの共通の時間枠については、何年先の目標を設定するか

### 4. 適応・損失と被害（ロス&ダメージ）

適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）の実施に向けた取組。ロス&ダメージについては、サンティアゴ・ネットワークの機能及び技術支援を目的とする資金の提供

### 5. 気候資金

長期気候資金、2025年以降の新規合同数値目標、資金に関する常設委員会、資金メカニズムに関する事項等

### 6. その他

定期レビュー、グローバル・ストックテイク、技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、気候変動とジェンダー、気候エンパワーメント行動（ACE: Action for Climate Empowerment）、次回COP27の主催国等

# パリ協定の概要とREDD+

## パリ協定の意義

- 京都議定書に代わる、**2020年以降の温室効果ガス排出削減**等のための新たな国際枠組み。
- **先進国・途上国の区別なく**、温室効果ガス排出削減に向けて**削減目標**(NDC＝国が決定する貢献)を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定
- 世界共通の長期目標として**産業革命前**からの平均気温の上昇を**2℃より十分下方に保持**するとの目標の設定。**1.5℃に抑える努力**を追求することに言及【2条】
- **今世紀後半に温室効果ガス排出実質ゼロ**を達成することを目指す【4条】

## REDD+にかかる条文

- ✓ 【第5条2項】 締約国は、**開発途上国における森林の減少及び劣化から生じる排出の削減に関連する活動並びに開発途上国における森林の保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置について**並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組についての既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、**実施し、及び支援する**(成果に基づく支払により行うことを含む。)ための行動をとることが奨励

## COP26で議論された第6条（市場メカニズム等）実施指針の主なポイント

- ✓ 国際的に移転される緩和成果のダブルカウント(二重計上)防止ルール(相当調整)
- ✓ 収益の配分(SoP)や、世界の排出の全体的な緩和(OMGE)に向けたクレジット等の割引ルール
- ✓ 京都議定書下のCDM活動/クレジットのパリ協定への一部移管 等…

### (森林・土地利用分野に関連の深い論点)

非持続性リスクの低減、リーケージ回避、不確実性への対処等を通じた環境十全性確保

(結果)  
森林分野も  
排除されず

# パリ協定第6条(和訳)

- 1 (略)
- 2 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性(管理におけるものを含む。)を確保するものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に適合する確固とした計算方法(特に二重の計上の回避を確保するためのもの)を適用する。
- 3 (略)
- 4 温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導の下で設立する。当該制度は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとし、次のことを目的とする。
  - (a) 持続可能な開発を促しつつ、温室効果ガスの排出に係る緩和を促進すること。
  - (b) 締約国により承認された公的機関及び民間団体が温室効果ガスの排出に係る緩和に参加することを奨励し、及び促進すること。
  - (c) 受入締約国(他の締約国が国が決定する貢献を履行するために用いることもできる排出削減量を生ずる緩和に関する活動により利益を得ることとなるもの)における排出量の水準の削減に貢献すること。
  - (d) **世界全体の排出における総体的な緩和を行うこと。** ← **世界全体の排出削減(OMGE)**
- 5 受入締約国は、4に規定する制度から生ずる排出削減量について、他の締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いる場合には、当該受入締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いてはならない。
- 6 この協定の締結国の会合としての役割を果たす締結国会議は、4に規定する制度に基づく活動からの収益の一部が、運営経費を支弁するために及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい**開発途上締結国の適応に係る費用の負担を支援するために用いられることを確保**する。← **収益の配分(SoP)**
- 7 (略)
- 8 締約国は、持続可能な開発及び貧困の撲滅の文脈において、調整が図られかつ効果的な方法(適当な場合には、特に、緩和、適応、資金、技術移転及び能力の開発によるものを含む。)により締約国による国が決定する貢献の実施に資するための総合的及び全体的であり、並びに均衡のとれた**非市場の取組**であって、締約国に利用可能なものの重要性を認める。この取組は、次のことを目的とする。
  - (a) 緩和及び適応に関する野心の向上を促すこと。
  - (b) 公的部門及び民間部門が国が決定する貢献の実施に参加することを促進すること。
  - (c) 手段及び関連の制度的な措置に関する調整のための機会を与えること。
- 9 (略)



# COP26で決定されたパリ協定第6条関連の実施指針

COP26において以下の取組を実施するための実施指針に関する文書が合意

- 京都議定書CDMの後継となる**トップダウン・中央集権型**の6条4項
- **各国ボトムアップ・分権的な二国間の取組**である6条2項
- 6条2項・4項以外の方法で**途上国を支援**する6条8項

| パリ協定  | 具体的な取り組み                                                                                                 | 実施指針<br>(採択文書)    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第6条2項 | ○ 各国が独自に実施している市場メカニズムに関する取組みをパリ協定の下で認める規定(日本の二国間クレジット制度(JCM)等)。各国によるボトムアップ・分権的な取組み。<br>(いわゆる、「協力的アプローチ」) | 二重計上の防止等に関するガイダンス |
| 第6条4項 | ○ パリ協定の管理下で中央集権的なメカニズムを実施する。京都議定書のCDMに類似している <b>トップダウン型・中央集権型の取組み</b> 。<br>(いわゆる、「国連管理型メカニズム」)           | 規則、方法と手続き         |
| 第6条8項 | ○ <b>6条2項・4項以外の方法で途上国を支援するもの</b> 。途上国の能力向上支援等。<br>(いわゆる、「非市場アプローチ」)                                      | 作業計画              |

参考: UNFCCC ウェブサイト(グラスゴー気候変動会議の成果)

6条2項ガイダンス: <https://unfccc.int/documents/310510>

6条4項規則、方法と手続き: <https://unfccc.int/documents/310511>

6条8項作業計画: <https://unfccc.int/documents/310512>

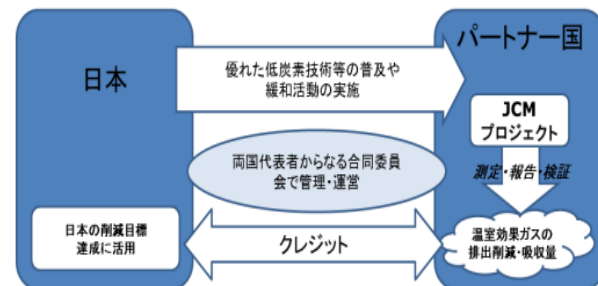


# パリ協定第6条実施指針のうち、特に森林分野に関連する規定

## 6条2項：協力的アプローチ（JCM等市場メカニズム関連）

- 各参加締結国は、初回報告に加え、定期情報として隔年透明性報告書(BTR)において、**堅牢で透明性の高い緩和成果**とすること、**非持続性リスクを最小化し、反転が発生した場合には、漏れなく言及**されることを確実にすること等を通じ**環境十全性が確保**される旨を報告。

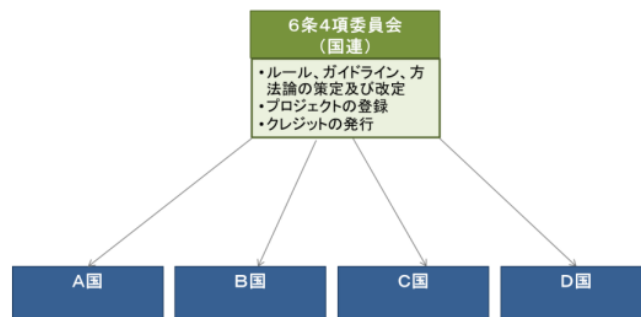
### 二国間の市場メカニズム（JCMなど） （6条2項）



## 6条4項：国連管理型メカニズム（CDMの後継、中央集権型）

- 吸収を伴う活動について、反転への対処などに関し、今後、監督委員会の元で追加的な作業を行うことが規定。
- 第6条4項の活動は、**反転対応、リーケージのリスク最小化などが求められることが規定**。
- 第6条4項活動の**クレジット(発行)期間**について、最長5年の最大2回更新(合計15年)、最長10年のほかに、吸収を伴う活動に関しては、**最長15年の最大2回更新(合計45年)が規定**。
- 第6条4項では、**活動のベースライン設定について、BAU未満とすることが規定**された。特に、(森林参照排出レベル(FREL)のように)歴史的排出量からベースラインを設定する手法においては、**ベースラインを下方修正することが明記**された。

### 国連管理型メカニズム （6条4項）



# パリ協定の実施指針(透明性)の概要

## 従来の仕組みからの移行

- 現行の隔年報告書(先進国:BR/途上国:BUR)は、**隔年透明性報告書(BTR)**に、国際評価・審査(先進国:IAR)と国際協議・分析(途上国:ICA)は、**技術専門家審査(TER)**及び**多国間検討(FMCP)**に置き換えられる。
- 各国は、**最初のBTRを2024年末までに提出**しなければならない。
- **2021年11月のCMA3**において、以下を採択。
  - ① **GHGインベントリの共通報告様式(CRT)**
  - ② **NDCの進捗報告**、適応報告、支援報告の**共通表様式(CTF)**
  - ③ BTR、NIR、審査報告書のアウトライン

## 実施指針(透明性)の構成

1. **GHGインベントリ**
2. **パリ協定4条の下でのNDCの追跡及び達成に必要な情報**
3. 気候変動影響と適応に関する情報
4. 提供及び動員された支援
5. 必要とし受領した支援
6. **技術専門家審査**
7. 多国間検討

BR : Biennial Report, BUR : Biennial Update Report, BTR : Biennial Transparency Report, IAR : International Assessment and Review, ICA : International Consultation and Analysis, TER : Technical Expert Review, FMCP : Facilitative Multilateral Consideration of Progress

# パリ協定下の強化された透明性枠組み (ETF: Enhanced Transparency Framework)

- パリ協定第13条は、各締約国が取組みを事後的に報告し、国際的なレビュー・検討を受けるための**強化された透明性枠組み(ETF: Enhanced Transparency Framework)**を規定
- ETFは、各締約国のNDCの実施状況等を事後的に報告させ、国際的なレビューを受けさせることで、**パリ協定に基づく取組の進捗追跡の透明性を確保**するとともに、**世界全体の進捗状況の定期的な確認(GST: Global Stock Take,パリ協定 第14条)**のための情報提供を行う枠組み
- ETFは、既存の制度を基礎としつつも、それよりも「強化された」枠組みであること、先進国・途上国で二分された仕組みではなく、**すべての締約国に共通に適用される枠組み**であることとされている。ただし、**途上国に対して一定の柔軟性**を認めること、途上国の透明性を確保するための支援の必要性も明示
- 同条第13項の規定を踏まえ、2018年のCOP24においてETF実施のための**先進国・途上国に共通の方法・手続き・指針(MPGs: Modalities, Procedures and Guidelines)**が採択

# ETFのための方法・手続き・指針

## (MPGs: Modalities, Procedures and Guidelines)

- ETFのための方法・手続き・指針(MPGs: Modalities, Procedures and Guidelines)は、**2018年(ポーランド・カトヴィツェ)のCOP24**においてパリ協定の詳細ルールを定めた一連の決定文書(実施指針)の一つで、NDC等に基づく各締約国の取組の実施状況を事後的に報告し、国際レビューを受けることを規定
- 各締約国は、MPGsの規定に従い「**国家インベントリ報告書**」を毎年、また、NDCの進捗・達成状況、適応の取組、及び支援の提供と受領に関する情報を「**隔年透明性報告書(BTR: Biennial Transparency Report)**」として2年毎に提出する必要
- 具体的な報告の様式やBTR等のアウトライン、審査に参加する技術専門家の訓練プログラムについては今後の検討課題とされ、**COP26での採択を目指す**とされていた。

# パリ協定第13条(和訳)

## 第十三条

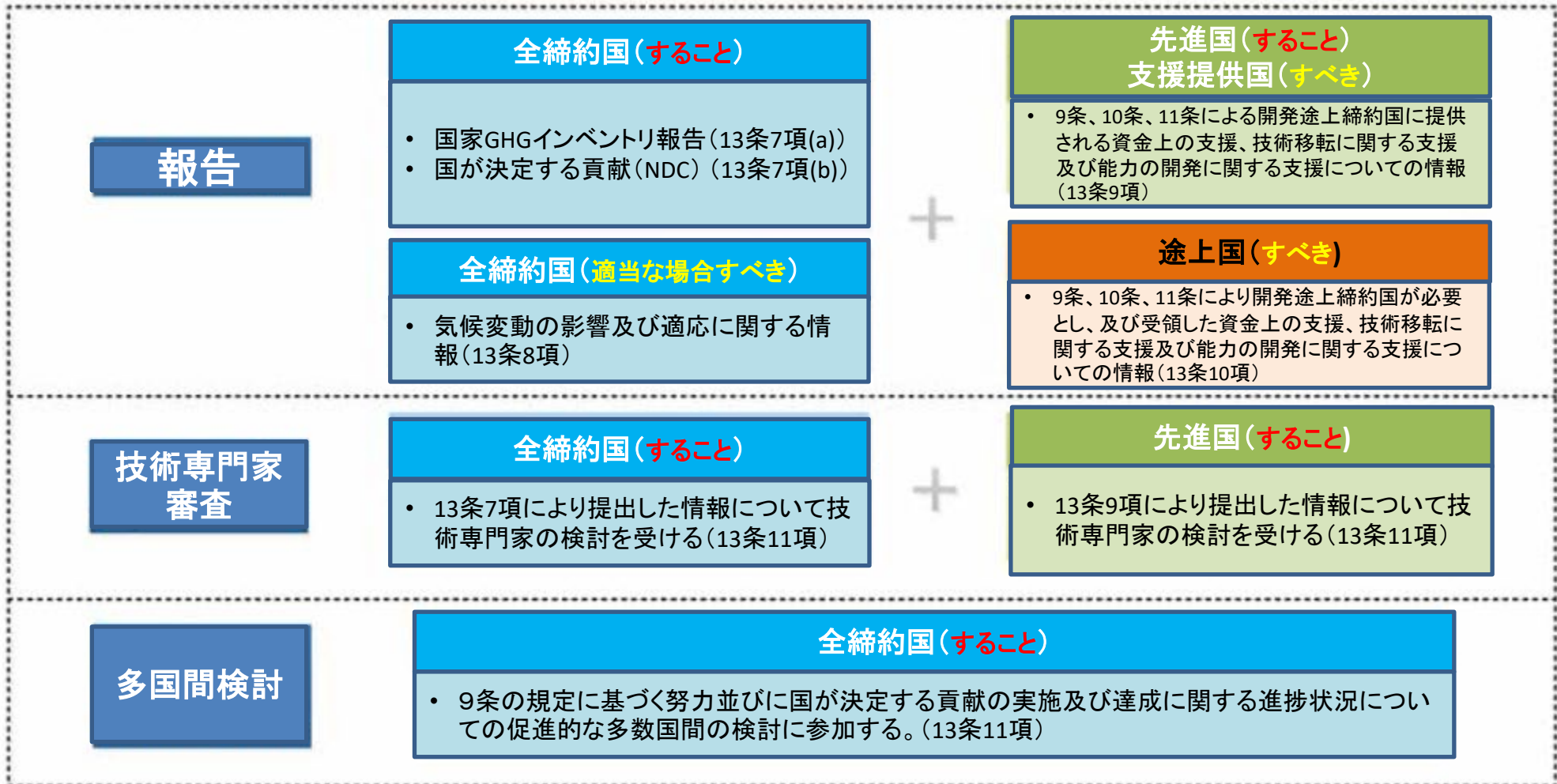
- 1 相互の信用及び信頼を構築し、並びに効果的な実施を促進するため、この協定により、**行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み**であって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。
- 2 透明性の枠組みにおいては、**開発途上締約国が自国の能力に照らしてこの条の規定の実施について柔軟性を必要とする場合には、当該開発途上締約国に対し、当該柔軟性を与える**。13に規定する方法、手続及び指針には、当該柔軟性を反映する。
- 3 透明性の枠組みについては、**後発開発途上国及び開発途上にある島嶼(しよ)国の特別な事情についての認識**の下で、条約に基づく透明性に関する措置に立脚し、及び当該措置を強化するものとし、各締約国の主権を尊重しつつ、促進的であり、干渉的でなく、及び懲罰的でない方法で実施し、並びに締約国に対して過度の負担を生じさせることを回避する。
- 4 条約に基づく透明性に関する措置(各締約国による自国の情報、二年ごとの報告書及び二年ごとに更新される報告書、国際的な評価及び検討並びに国際的な協議及び分析を含む。)は、13の規定に基づく方法、手続及び指針を作成するために活用する経験の一部を構成する。
- 5 行動に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報を提供するため、条約第二条に規定する条約の目的に照らして、気候変動に対処するための行動についての明確な理解(締約国による第四条の規定に基づく個別の国が決定する貢献及び締約国による第七条の規定に基づく適応に関する行動(良い事例、優先事項、ニーズ及び隔たりを含む。)の達成に向けての明確性の確保及び進捗状況の追跡を含む。)を提供することである。
- 6 支援に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報を提供するため、第四条、第七条及び第九条から第十一条までの規定に基づく気候変動に対処するための行動の文脈において個別の関連の締約国によって提供され、及び受領される支援について明確性を与え、並びに可能な範囲で、提供された資金上の支援の合計について十分な概要を提供することである。
- 7 各締約国は、定期的に次の情報を提供する。
  - (a) **温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書**であって、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が合意する良い事例に基づく方法を用いて作成されたもの
  - (b) 第四条の規定に基づく**国が決定する貢献**の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報

- 8 各締約国は、更に、適当な場合には、第七条の規定に**基づく気候変動の影響及び適応に関する情報**を提供すべきである。
- 9 先進締約国は、第九条から第十一条までの規定に基づいて**開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報**を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。
- 10 開発途上締約国は、**資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援であって、第九条から第十一条までの規定に基づいて必要とし、及び受領したものについての情報**を提供すべきである。
- 11 各締約国が7及び9の規定に基づいて提供する情報は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号(第二十一回会合)に従い**技術専門家による検討を受ける**。能力の開発に関するニーズを特定するための支援を開発途上締約国が自国の能力に照らして必要とする場合には、当該検討の過程には、当該支援を含む。さらに、各締約国は、**第九条の規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する**。
- 12 この12の規定に基づく技術専門家による検討については、該当する場合には締約国が提供する支援に関する検討並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する検討によって構成する。また、当該技術専門家による検討については、2の規定に基づいて当該締約国に与えられる柔軟性を考慮しつつ、当該締約国が改善すべき分野を特定するものとし、7及び9の規定に基づいて提供する情報と13に規定する方法、手続及び指針との整合性に関する検討を含む。当該技術専門家による検討においては、各開発途上締約国の能力及び事情に特別の注意を払う。
- 13 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、適当な場合には、条約に基づく透明性に関する措置から得られた経験に立脚しつつ、この条の規定を十分に考慮して、行動及び支援の透明性のための共通の方法、手続及び指針を採択する。
- 14 開発途上締約国に対しては、この条の規定を実施するための支援を提供する。
- 15 開発途上締約国に対しては、また、その透明性に関する能力を開発するための支援を継続的に提供する。



# ETFのための方法・手続き・指針

## パリ協定第13条: 行動及び支援に関する強化された透明性の枠組



- 透明性の枠組みにおいては、開発途上締約国が自国の能力に照らしてこの条の規定の実施について柔軟性を必要とする場合には、当該開発途上締約国に対し、当該柔軟性を与える。13に規定する方法、手続及び指針には、当該柔軟性を反映する。(13条2項)
- 透明性の枠組みについては、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼(しよ)国の特別な事情についての認識する。(13条3項)

# 透明性枠組みと共通の時間軸の交渉結果

## 透明性枠組み

- **インベントリ報告書、隔年透明性報告書、技術専門家審査報告書**の構成が決定
- 全締約国に共通の項目・表(**共通報告表:CRT**)で排出量の報告を行うこと、また比較可能な表形式(**共通表様式:CTF**)でNDC 達成に向けた取組の報告を行うことが決定
- キャパシティ・ビルディングを含む報告のための支援のあり方についてはCMA4 で新たな議題の下継続して議論することが合意
- **共通報告表(CRT)**および**共通表様式(CTF)**の電子的報告のための報告ソフトウェアを開発し、2023年6月までに報告ソフトウェアのテスト版を利用可能にし、2024年6月までに最終版を完成させること等を事務局に要請

## NDC 実施の共通の期間（共通時間枠）

- 全締約国に対し、**2025 年に2035 年目標、2030 年に2040 年目標**を通報（以降、5年毎に同様）することを奨励する決定が採択

# 本日の説明

1. 気候変動と森林
2. 森林関連の宣言、プレッジ等
3. 市場メカニズムと森林
4. パリルールブックと森林
5. ご清聴ありがとうございました

